

川越町総合計画審議会規則（平成31年3月25日規則第9号）

最終改正:

改正内容:平成31年3月25日規則第9号 [平成31年4月1日]

---

○川越町総合計画審議会規則

平成31年3月25日規則第9号

川越町総合計画審議会規則

（目的）

第1条 この規則は、川越町総合計画条例（平成31年条例第4号）第6条に規定する川越町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、川越町総合計画に関する事項について調査及び審議し、その意見を町長に答申する。

（組織）

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- （1）町政について優れた学識経験を有する者 4人以内
- （2）町内の団体の役職員 6人以内
- （3）町内に住所を有する者 4人以内
- （4）町内に存する事務所若しくは事業所を有する者又は勤務する者 3人以内
- （5）その他町長が必要と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する諮問に係る事務が終了したときに終えるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、企画情報課において処理する。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮ってこれを定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（招集の特例）

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

---